Deloitte.

英国 2021 年秋の予算案

Japanese Business Tax

目次

1.	概要	1
2.	ビジネス・タックス	1
3.	産業別の税制改正	4
4.	間接税	5
5.	雇用に関する税制改正	6

1. 概要

新型コロナウィルスのパンデミックの影響は以前の予測ほど甚大ではなかったものの、厳しい経済情勢の中、Rishi Sunak 財務大臣は、10月27日に彼にとり3回目の予算案を公表した。

今回の予算案では、新型コロナウィルス後の時代に焦点を当て、英国の法人税制度を含む数多くの変更が発表された。

財政法案は、2021 年 11 月 4 日に公表される予定である。従って、以下に概説する改正点は、いずれもまだ法制化されておらず、過去の予算案の事例を踏まえると、2022 年の春以降にされるものと見込まれる。

本ニュースレターは、今回の予算案の中から、日系企業グループにとって主要な税制上の措置についてまとめたものである。 英国 2021 年秋の予算案の詳細及び解説については、添付のリンクを参照して頂きたい。 www.ukbudget.com

2. ビジネス・タックス

2.1 法人税率

英国の法人税率は、2021 年春の予算案で発表され、2021 年 6 月に施行された通り、2023 年 4 月 1 日より課税所得が 250,000 ポンドを超える法人に適用される税率が 25%に引き上げられる。

この引き上げを受けて、銀行の利益に8%のサーチャージを課す制度により、英国の制度が競争力を失うことが懸念されていた。その結果、2023年4月1日よりサーチャージは3%に引き下げられることとなっ

た。これにより、25%の法人税率と合わせて、2023 年 4 月以降、銀行の課税所得に対しては 28%の 税率で課税されることになる。これに伴い、銀行に適用されるサーチャージ控除額が 2,500 万ポンドから 1 億ポンドに引き上げられ、それ以下であればサーチャージは課されない。

さらに政府は、最大手の住宅用不動産開発事業者の利益に対して、新たに 4%の課税を導入した (詳細については 3.1 項を参照頂きたい)。

2.2 キャピタル・アローワンス

政府は、対象となる機械設備等の購入に伴う支出に関わるアニュアル・インベストメント・アローワンス (Annual Investment Allowance ('AIA'))の上限額 100 万ポンドまでの一時的な増加措置を延長することを発表した。AIA 額は 2021 年 12 月 31 日に減額される予定であったが、2023 年 3 月 31 日まで延長される。AIA では、対象となる機械設備等の購入に対して、AIA の限度額を上限として、即時に 100%の税務上減価償却を行うことができる。

財務大臣は、キャピタルアセットへの投資に対する政府の継続的な支援を強調し、130%の特別控除や特別償却資産における初年度の特別控除など、春の予算案で発表された内容(2021 年 6 月に施行)を再確認した。これらの発表の修正は行われていない。

2.3 試験研究開発費の税額控除

政府は、英国が研究開発活動において国際的に競争力のある場所であり続けること、そのために試験研究開発費における税額控除制度が趣旨に沿うものであり続けること、納税者の資金を効果的に対象とすることを目的とした、英国の研究開発税制に関するコンサルテーションを先日終了した。

このコンサルテーションを受けて、政府は英国の研究開発税制を以下の分野で改正する意向を発表した。

- 適格な費用の定義を拡大し、データおよびクラウドコンピューティングの費用を含める。
- 英国内で行われている研究開発活動への支援に焦点を当てる(海外で行われている活動に対して企業が税額控除を申請できる現行制度の規定を廃止する)
- コンプライアンスを向上させ、不正使用を削減する

法案はまだ発表されておらず、これらの変更に関する詳細は、政府のさらなる税務管理・維持(tax administration and maintenance)に関する発表の一環として秋以降に公表される予定である。この変更は、2023 年 4 月より施行される予定である。

2.4 利益迂回税(Diverted profits tax)

利益迂回税は、英国で事業を行う大企業が、英国法人税の課税所得から利益を意図的に移転させるような取引に対処するために 2015 年に導入された制度である。財務大臣は、企業が利益迂回税の調査期間中に税務申告書を修正して、所得を法人税の課税対象とすることができるようにし、利益迂回税が意図した通りに機能するよう変更を発表した。また利益迂回税のレビュー期間の終了と法人税調査の終了が意図された通りに行われるようにする。これらの措置は、2021 年 10 月 27 日以降に開始される利益迂回税の調査期間に適用される。

さらに、利益迂回税を受けて、関連する二重課税条約防止における相互協議(MAP)による救済を求めていた企業にとっても変更が導入された。この変更により、相互協議に基づく救済措置が英国に導入され、英国が関連条約に基づく義務を果たすことができるようになる。本措置は、2021 年 10 月 27 日以降に決定された利益迂回税に関する相互協議に適用される。

2.5 不確実な税務ポジションの通知

2020年の予算案において、財務大臣は、大企業が不確実な税務ポジションを HMRC に通知すること を義務付ける新制度を導入し、納税額が 500 万ポンド以上で、税務処理が 3 つの要件のいずれかを 満たす場合に適用されると発表した。当該要件については、以下の 2 つの要件のいずれかを満たす場合に適用されることとなった。

- 1. 不確実性のために会計上で引当金が計上されていること
- 2. 適用された税務処理が、HMRCの既知の解釈に従っていないこと

これは、2021 年 7 月に草案が発表され、一定期間の協議が行われた。この協議の結果、提案された規則を修正するための特定の変更が発表されたものとなる。

政府は、この制度に該当する大企業を、年間 2 億ポンド以上の売上高または 20 億ポンド以上の資産を有する企業と定義し、企業が税務処理が不確実であるかどうかを判断できるような基準を導入することを確認した。

また、政府は、当初検討されていた3番目の要件(裁判所が納税者側の取扱いに同意しない可能性が高い場合)についても、今後検討していく意向を示している。

本制度は、2022年4月1日以降に提出される申告書に適用される。

2.6 クロスボーダー・グループリリーフ制度の廃止

英国は 2020 年 1 月 31 日に欧州連合(EU)を離脱し、移行期間は 2020 年 12 月 31 日に終了した。従来は、欧州経済地域(EEA)内で事業を展開する英国企業がグループリリーフ制度の申請により、英国外の EEA 内で生じた損失を英国の利益と相殺したり、英国に恒久的施設(PE)を有する EEA 内居住企業が英国 PE の損失を英国の利益と相殺したりすることが特定の状況下で可能であり、 EEA 外に拠点を置く企業の英国 PE が直面する制限よりも少ない制約が設けられていた。

財務大臣は、英国が非 EU 加盟国であるという状況を反映し、英国企業が国境を越えた EEA 内居住企業に対してグループリリーフ制度を主張することを可能にする現行の制度を廃止する変更を発表した。 また、EEA 域外に拠点を置く他の外国企業と規則を一致させるため、英国 PE を通じて取引を行う EEA 企業が相殺できるグループリリーフ制度の額を制限する変更も発表された。これらの変更は、2021 年 10 月 27 日以降に終了する会計期間に適用されるが、この日をまたぐ期間には経過措置が適用される。

2.7 法人税上欠損金の取扱いについての変更

英国では、2017 年に法人税上の欠損金の取扱いについて大きな変更を導入し、柔軟性が高められた。しかし、IFRS 第 16 号では、リースの会計処理により、繰越損失は負担の大きいリース規定の解除によって生じる所得の 50%しか相殺されないため、財務状況が苦しい企業の中には不利益を被るものもあった。この規定は、企業救済の状況に合わせて拡大され、現在ではこれらの所得の 100%を相殺することが可能となっている。この変更は、2019 年 1 月 1 日以降に開始する会計期間に遡って適用される。

2.8 ビジネスレート

ビジネスレートに関する政府のレビューの結論が発表された。ビジネスレートの負担を軽減するために、以下のような様々な変更が導入されることとなる。

• 2022 年から 2023 年にかけて、対象となる小売業、接客業、レジャー業を対象に、1事業者あたり 11 万ポンドを上限とする 50%の一時的な減免措置を導入する。

- 占有者が物件に適格な改良を加えた場合、100%の改良減免措置を1年間受けることができる。
- これまで上昇が予定されていたビジネスレートの上昇を凍結する。

さらに、政府はビジネスレートの再評価をより頻繁に行い、再評価の時期を 5 年ごとから 3 年ごとに早めることについて協議する予定である。

2.9 法人の国籍変更(re-domiciliation)制度 – コンサルテーションの発表

英国政府は、世界のビジネスハブとしての地位を強化する目的の一環として、外国籍法人の英国への国籍の変更を可能にする制度の導入に関する意見募集のためのコンサルテーションを発表した。この制度により、法人格を維持したまま、外国籍法人の国籍を英国に移すことが可能となる。

また、政府は、英国籍法人が他国に国籍を移す場合には、国外への国籍の変更についても同様の制度を導入することを検討している。

本コンサルテーションでは、税務上の居住地が英国に移転するかどうか、英国内の所得と相殺するために海外の損失を持ち込むことを防ぐために必要な措置、英国に移転された資産に対して時価として認識すべきかどうかなど、様々な税務上の影響について検討されている。

政府は本制度案についてコンサルテーションを行い、関係者からのコメントを募集しており、回答期限は 2022 年 1 月 7 日である。

3. 産業別の税制改正

3.1 住宅用不動産開発事業税

2022 年 4 月 1 日より、住宅用不動産開発事業から発生する事業所得に 4%の税率で新税が導入される。本税制は、住宅用不動産開発事業に起因する所得がグループの年間控除額 2,500 万ポンドを超えた場合に適用され、大規模な開発業者が、政府による外装や建築物の安全性の改善のための費用を確実に負担するために導入される。

本税制は、英国内の土地において住宅用不動産開発事業を行っているデベロッパーが、当該事業に関連して法人課税所得を得ている場合に適用される。

納税者は住宅用不動産開発事業を特定し、その事業に関連する所得の額を計算する必要がある。 所得は、支払利息の損金算入を制限するための制約等の特定の調整を行った上で、現行の法人税 の原則に従って計算される。

これにより、本制度に該当する企業は 2022 年 4 月以降は 23%、2023 年 4 月以降は 29%の税率で課税されることになると予想される。

3.2 英国とん税改正

政府は、英国とん税制度の実質的な改正を発表した。この措置は、海運会社の英国への移転を容易にし、他国の制度で課税されている競合他社と比較して不利にならないようにし、不要な行政負担を軽減することを目的としている。この措置には以下の事項が含まれる。

- とん税を適用とする申請が有効である期間を、10年から8年に短縮する。
- 正当な理由があると思われる場合には、通常の期間外に申請を行うことを認める権限を HMRC に付与する。

英国商船の旗(UK merchant shipping flag) を掲げている船舶にこの制度が適用されるよう、旗の規定(flagging rules)を撤廃する。

本改正は、2022年4月から適用される予定である。

3.3 航空業界に対する税制改正

政府はこのほど、航空旅客税(Air Passenger Duty (APD))に関するコンサルテーションを終了し、航空旅客税が英国の政治構造を支えているかどうか、また 2050 年までに CO2 排出量をネットゼロにするという目的に合致しているかどうかを判断した。

政府は今回、2023年4月からの航空旅客税について、特に以下のような一定の変更を発表した。

- 国内での移動を支援するために、国内線の航空旅客税に新たな減額バンドを導入すること。
- 最も長距離とされるフライトに高い APD を課すため、新たに超長距離帯向けの航空旅客税を 導入すること。

3.4 資産保有会社及び REIT

2022 年 4 月 1 日より、適格資産保有会社(Qualifying Asset Holding Companies (QAHC))への新しい課税制度を確立するための法案が導入される。本制度が適用される QAHC の要件は、特定のファンド又は機関投資家により 70%以上保有され、主に投資活動を行っていることである。

本制度の目的は、投資家と原資産の間のキャピタルフローを促進するために中間持株会社が利用されている状況を認識することである。本制度は、最終的な投資家が原資産に直接投資した場合とほぼ同様に課税され、中間持株会社がその活動に見合った額以上に納税しないことを目的としている。

また、既存の REIT 制度にも変更が導入された。

これらの変更は、投資ファンドや資産運用の拠点としての英国の競争力を高めるための、英国のファンド制度の広範な見直しの一環として行われている。また、政府は、英国のファンド制度のより広範な要素に関する意見募集への回答を公表する意向を示し、ファンド管理手数料の VAT 処理を簡素化するための選択肢についても協議することを発表した。

4. 間接税

4.1 オンライン売上税 (Online Sales Tax ('OST')) に関するコンサルテーション

政府は、英国全体でのオンライン売上税の導入に対する賛成又は反対の意見を検討し、まもなくコン サルテーション資料を公表する予定である。導入された場合、オンライン売上税による税収は、小売業 者に対するビジネスレートの引き下げに充てることとされている。

4.2 プラスチック包装税(Plastic packaging tax ('PPT'))

2021 年 6 月にプラスチック包装の製造と輸入に課税する法律が制定され、2022 年 4 月 1 日から適用される予定である。プラスチック包装税(PPT)は、プラスチック包装を英国で製造する企業と、プラスチック包装を英国に輸入する企業に適用される。

政府は今回、この制度に対して微修正を定めたポリシーペーパーを発表した。これらの変更は、PPT 法が政策意図を反映するように設計されており、2022 年 4 月 1 日から適用される。

5. 雇用に関する税制改正

5.1 ヘルス・ソーシャルケア保険料

2021 年 9 月 7 日に発表されたいくつかの増税措置は、医療・社会保障費を賄うのための政府の計画の一環として、2022 年 4 月から適用される。

2022 年 4 月より、雇用主および従業員が負担する Class 1 社会保険料 (NIC) と、自営業者の Class4 社会保険料の保険料率が、1.25%引き上げられる。本規則は先月初めに制定された。2023 年 4 月以降は、保険料率は現在の水準に戻るものの、社会保険料の対象となる同じ所得に対して、1.25%のヘルス・ソーシャルケア保険料が別途課せられることとなる。

Mohan Manuel

+44 20 7007 1838

mmanuel@deloitte.co.uk

Gareth Pritchard

+44 2920 26 4294

gpritchard@deloitte.co.uk

Nick Greenhouse

+44 20 7007 1102

ngreenhouse@deloitte.co.uk

Cara Glover

+44 20 7303 5380

carglover@deloitte.co.uk

Sachiko Oba

+44 20 7303 3457

saoba@deloitte.co.uk

Maho Ito

+44 20 7007 1121

mito@deloitte.co.uk

Richard Bolton

+44 113 292 1257

rjbolton@deloitte.co.uk

Rachel Hossack

+44 20 3741 2008

rhossack@deloitte.co.uk

Rafal Golaj

+44 20 7303 8283

ragolaj@deloitte.co.uk

Alison Osborne

+44 117 984 2885

aosborne@deloitte.co.uk

Kohei Tahara

+44 20 7007 6505

ktahara@deloitte.co.uk

Yohei Masuda (Japan Desk)

+44 20 7303 8937

yoheimasuda@deloitte.co.uk

Edward Morris

+44 20 7007 6568

edmorris@deloitte.co.uk

Hiromasa Hidaka

+44 20 7007 6589

hhidaka@deloitte.co.uk

David Kwong Yin

+44 20 7007 0556

dkwongyin@deloitte.co.uk

Suzy Lilley

+44 113 292 1692

slilley@deloitte.co.uk

Kaz Kawamura

+44 20 7303 8756

kakawamura@deloitte.co.uk

Hideo Ohashi (Japan Desk)

+44 20 7007 2221

hohashi@deloitte.co.uk

This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

© 2021 Deloitte LLP. All rights reserved.